

第6回教育委員会（定）

開会日時 平成28年 3月 28日（月） 午前 10時00分
閉会日時 午後 00時03分
開会場所 教育委員会室

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐 紀 子
委 員	青 木 義 男
委 員	松 澤 智 昭

出席事務局職員

事務局次長	寺 西 幸 雄	教育総務課長	小 林 緑
学務課長	榎 木 恭 子	生涯学習課長	浅 賀 俊 之
学校地域連携担当課長	木 内 俊 直	指導室長	栗 原 健
教育支援センター所長	新 井 陽 子	新しい学校づくり課長	新 部 明
学校配置調整担当課長	水 野 博 史	施設整備担当副参事	荒 張 寿 典
中央図書館長	荒 井 和 子		

署名委員

教育長

委員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は、3名の委員の出席を得ましたので、委員会は成
立いたしました。

なお、上野委員からはご欠席の連絡が入っています。

ただいまから、平成28年第6回の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小林教育総務課長、榎木学務課長、
浅賀生涯学習課長、木内学校地域連携担当課長、栗原指導室長、新井教育支援セ
ンター所長、新部新しい学校づくり課長、水野学校配置調整担当課長、荒張施設
整備担当副参事、荒井中央図書館長、以上11名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、松澤委員にお願いいたし
ます。

本日の委員会は、2名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条によ
り許可しましたので、お知らせいたします。

それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第25号 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職
等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

(教育総務課)

教 育 長 日程第一 議案第25号「学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼
職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令」について、次長と教育総務課
長から説明願います。

次 長 議案第25号「学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関す
る事務取扱規程の一部を改正する訓令」、上記の議案を提出する。

平成28年3月28日。

提出者は、中川教育長でございます。

学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程
の一部を改正する訓令、学校職員の兼業等及び教育公務員等の教育に関する兼職
等に関する事務取扱規程の一部を次のように改正する。

第1条中「営利企業等の従事制限に関する規則」を「営利企業への従事等の制
限に関する規則」に、「営利企業等に従事する場合」を「営利企業に従事する等
の場合」に改める。

第2条第1号中「営利を目的とする私企業」を「商業、工業又は金融業その他
営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）」に改め、同条第2号中
「自ら営利を目的とする私企業」を「自ら営利企業」に改める。

付則、この規則は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由でございます。

特別区人事委員会規則の「営利企業等の従事制限に関する規則」の一部が改正
されることに伴い、学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関

する事務取扱規程の一部を改正する必要があるためでございます。

内容については、教育総務課長からご説明いたします。

教育総務課長 ただいま次長からご説明したとおり、特別区人事委員会規則の「営利企業等の
従事制限に関する規則」の一部が改正されることに伴うものでございますが、こ
れは地方公務員法第38条、こちらが改正されることに伴うものでございます。

机上に、こちらの地方公務員法第38条の新旧対照表を提示させていただきました。
PDF化が間に合いませんでしたので、紙でございます。

こちらに書いてありますとおり、第38条の条文名、それと記載のとおりの内容
を人事委員会規則の方に反映するというものでございます。

それと、全て第38条関係の文言に合わせたものということで、パソコンの方
の2ページ目以降に新旧対照表をつけさせていただきました。

簡単ですが、ご説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。

高 野 委 員 具体的に何がどう違うのか、よく分からなかったのですが。

商業、工業または金融業その他営利を目的とする私企業というのは、具体的
には。

教育総務課長 具体的には、身分を置きながら、国が主ですけれども、そのまま外郭や私企業
の方に就職していくといったところを防ぐことから始まったものでございまして、
その辺から、私企業「等」と、「等」のところを強く打ち出してきているのが表
題のところでも表れているところです。

その辺のところですので、地方、特に板橋区は外郭を持っていないため、そこ
に出ていくことはありませんので、余り直接的な関係はないのですけれども、人
事委員会規則の方、二十三区を束ねているところで、そういった必要性がある
ということでの改正に合わせたものでございます。

高 野 委 員 分かりました。ありがとうございます。

教 育 長 そのほか、いかがでしょうか。

(なし)

教 育 長 では、お諮りします。日程第一 議案第25号については、原案のとおり可決
することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

○議事

日程第二 議案第26号 教育財産の用途廃止について

(新しい学校づくり課)

教 育 長 日程第二 議案第26号「教育財産の用途廃止について」、次長と新しい学校づくり課長から説明願います。

次 長 それでは、議案第26号「教育財産の用途廃止について」、上記の議案を提出する。

平成28年3月28日。

提出者は、中川教育長でございます。

教育財産の取得及び用途廃止について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第2項により、教育財産の用途を廃止する。

1、用途廃止する財産。

高島第三小学校用地の一部、3,158.06平米。

提案理由。

他部署による使用許可終了後、教育用地としての跡地活用が見込まれないため、教育財産の用途を廃止する必要があるためでございます。

内容については、新しい学校づくり課長からご説明いたします。

新しい学校づくり課長 それでは、議案第26号の教育財産の用途廃止について、説明させていただきます。

議案書の1ページの1をご覧ください。

今回用途廃止するのは、高島第三小学校用地のうち、他部署に使用を許可している部分で、(1)土木部みどりと公園課が、苗木の育成苗圃として使用しています1,534.24平米、(2)資源環境部環境課がホタル飼育事業として使用している1,623.82平米の、計3,158.06平米を用途廃止し、区長部局へ移管するものでございます。

2ページ、3ページに図がございます。

3ページを見ていただけますでしょうか。

資料の3ページに詳細があります。

赤い囲みの部分が、今回用途廃止する3,158.06平米です。

①、ここがみどりと公園課の苗圃になっています。サクラを含めました数十本の成木の林となっています。その左側、番号は入っていませんが、ここは集会所と一体となった、あいキッズがございます。網かけしている部分、⑥ですが、この部分は、学校用地から、あいキッズへ通うための通路でございます。

右側の②から⑤まで、こちらが環境課のホタル飼育事業用地でございました。③が倉庫、④が環境館、⑤がせせらぎでしたが、26年度末でホタル生態環境館は閉館され、現在は建物等の取り壊しが行われています。

申し訳ございません。1ページにお戻りいただけますでしょうか。

2の用途廃止後の教育財産面積ですが、1万2,627.5平米となります。

3の廃止理由ですが、年度末の使用許可終了に合わせまして、当該用地が今後、教育用地として跡地活用が見込めないことから、区長部局に移管するものでございます。

本件につきましては、平成27年5月14日開催の第9回教育委員会に報告事項として説明させていただいております。その際、現時点では学校用地を初めとして教育用地としての活用は見込めないため、区長部局へお返しして、跡地活用の検討を開始させていただくと報告させていただいております。

学校用地を初めとした教育用地としての活用が見込めないと申し上げましたが、現在の高三小の運動面積は8,000平米を超えてございます。高二小に次ぎまして、区内では2番目の広さを擁しております。

これに今回の3,158平米を運動場として加えますと、1万1,000平米を超えます。高三小の平成27年5月1日の児童数は357人、これに必要な校庭に関しましては、文部科学省の基準では一人当たり10平米で、3,570平米になります。現在の8,248平米でも基準の倍を超えておりますし、1万1,000平米となりますと基準の3倍を超える面積となります。

また、小学校52校の平均の運動場の面積が4,800平米で、平均の倍を超える面積となります。このため、今後も学校用地としての活用は高くないと判断させていただいたものです。

なお、第9回の委員会では、非常に広いスペースを残しておくのも色々な面でいいものではないかと考えるが、板橋区の中のことなので、全体を含めて検討していただければという意見をいただいております。

移管後の管理につきましては、みどりと公園課が管理を行いますが、体験型の都市農業公園の計画があると聞いてございます。その際は、地元の高三小、高三中の児童・生徒が農業体験できるよう、今後、担当部署と協議していく予定でございます。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 では、お諮りします。日程第二 議案第26号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定します。

○議事

日程第三 議案第27号 東京都板橋区青少年委員の設置等に関する規則の一部を改正する規則

(新しい学校づくり課)

教 育 長 続いて、日程第三 議案第27号「東京都板橋区青少年委員の設置等に関する規則の一部を改正する規則」について、次長と生涯学習課長から説明願います。

次 長 それでは、議案第27号「東京都板橋区青少年委員の設置等に関する規則の一部を改正する規則」、上記の議案を提出する。

平成28年3月28日。

提出者は、中川教育長でございます。

東京都板橋区青少年委員の設置等に関する規則の一部を改正する規則、東京都板橋区青少年委員の設置等に関する規則の一部を次のように改正する。

第7条に次の4項を加えるということで、内容については後ほど生涯学習課長からご説明いたします。

付則でございます。

この規則は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

提案理由です。

非常勤職員の報酬及び費用弁償の額を定める規則で報酬を月額で支払うことを規定している非常勤職員の報酬について、勤務実態のない者に対して報酬を支給しないことを定める必要があるためでございます。

内容については、生涯学習課長からご説明いたします。

生涯学習課長 それでは、資料をご覧ください。

新旧対照表でございます。左側が新しい条文となっております。

今ご説明したとおり、月額で報酬が支払われている非常勤の職員につきまして、勤務ができない日につきましては、その分の報酬を減額する必要があるために、この規定を設けるものでございます。

今現在、青少年委員につきましては月額で7,900円の報酬が支払われております。ただし、この期間に委員が死亡したり、病気などで勤務ができないような場合、これにつきましては、その報酬を支払わないという規定を設けさせていただきました。

月額7,900円でございますので、日割り計算させていただきます。例えば30日の月の場合ですと、一日当たりの報酬額は263.3円余りとなっておりますけれども、第5項の規定によりまして端数処理が行われます。端数が50銭以上の場合は1円に繰り上げます。50銭未満のときは切り捨てるという内容でございますので、月30日の勤務の場合には263円と換算させていただきます。

また、1カ月が31日の場合につきましては、一日当たりの単価が254.8円余りとなりますので255円と換算するという規定になってございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 では、質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 この内容は分かったのですが、死亡または疾病その他の事由で職務ができない場合ということで、例えば入院の場合は2週間以上とか、1カ月以上とか、内規のようなものはどうなのでしょう。

短い期間だけ入院されたとか、そういうときも当てはまってしまうのか。運用に関しまして教えて下さい。

教育総務課長 今現在、非常勤職員の関係に関しましては、ほかにもたくさんあります。例えば教育委員の皆さんも、それに当てはまるのですけれども、全く職務に従事できないといった場合にこれを適用する、そういう方向で検討しています。今まさにご質問のところをどのように取扱うか検討している最中です。

これの出だしは、他自治体の選挙管理委員が全く職務不能な状況、入院して意識がないという状況のところ報酬を払い続けたということで問題が生じました。裁判でも負けたといったところがあって、それに対応するという内容でございます。

例えば意識があって、きちんと勉強もできて、この職務に精通するために勉強ができて指示が出せる委員の皆様であれば、執行機関の一員でございます。指示が出せるといった状況があるにもかかわらず報酬額を減額するのか、それはおかしいじゃないかという議論が、庁内で今まさになされているところでございます。内規につきましては、また決まりましたらご報告するという形になるかと思えます。

高 野 委 員 ありがとうございます。

教 育 長 松澤委員。

松 澤 委 員 今お話しいただいたので非常に分かりやすかったなと思うのですが、こういった報酬をいただいている以上は、できないというか、先ほどおっしゃったように、業務できない方に払われてしまうというのは問題があるのかなと、自分もこの文章を読んで思ったので、そういった点を考慮しまして、本当に皆さん、地域の青少年委員の方は一生懸命やられている方がたくさんいらっしゃるの、そういう方に迷惑がかからないような形で整備していただければいいのではないかなと思います。よろしく願いいたします。

教 育 長 教育総務課長、これは、青少年委員に限らず、区内の非常勤についての共通した内規ができ上がるということですね。

教育総務課長　　そうです。今、総務課が中心となって検討している最中でございます。

教　育　長　　よろしいでしょうか。

(はい)

教　育　長　　では、お諮りします。日程第三　議案第27号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教　育　長　　では、そのように決定します。

○議事

日程第四　議案第28号　平成27年度板橋区登録文化財の決定について

(生涯学習課)

教　育　長　　続いて、日程第四　議案第28号「平成27年度板橋区登録文化財の決定について」、次長と生涯学習課長から説明願います。

次　　長　　それでは、議案第28号「平成27年度板橋区登録文化財の決定について」、上記の議案を提出する。

平成28年3月28日。

提出者は、中川教育長でございます。

平成27年度板橋区登録文化財の決定について。

東京都板橋区文化財保護条例第4条第1項及び第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり新たに文化財を登録する。

1、板橋区文化財として新たに登録するもの。

板橋区登録有形文化財、龍福寺所蔵板碑群、延命寺板碑群（追加）の2件でございます。

続いて、板橋区有形民俗文化財、こちらが1件でございます。木曾御嶽赤塚一山講関係資料。

同じく、板橋区登録記念物といたしまして1件でございます。赤塚氷川神社木曾御嶽塚。

提案理由でございます。

板橋区文化財保護審議会から、板橋区有形文化財の登録等について答申があったため、これを承認し、文化財として登録する必要があるためでございます。

内容については、生涯学習課長からご説明いたします。

生涯学習課長　　それでは今回、新しく文化財として登録するもの4件につきまして、概略をご説明させていただきます。

この4件につきましては、去る3月11日に、第2回文化財保護審議会におきまして答申を受けたものでございます。

資料をご覧ください。こちらに答申の内容の一覧が記載されてございます。大変細かいので、後ほどお時間のあるときにご覧いただければと思っております。

まず、番号1番でございます。龍福寺所蔵板碑群でございますけれども、こちらにつきましては板碑というもの、石できております薄い板状のもので、石碑になっております。こちらにつきましては8基を新たに指定させていただくものでございます。

江戸時代などに注目されておりました板碑となっております、字が非常に小さくて、見にくくて申しわけございません。上から4行目ですね、こちらのお寺にあります板碑につきましては、地藏堂に、建長7年、1255年から、ずっとこちらに保存されていたもの。それからこれは、色々な書物にも登場している価値のあるものでございます。

それ以外にも、6基が境内に立っている。今は、そのうち、8基のうち2基につきましては本堂や庫裏などで安置されておりますけれども、それ以外の6基につきましては境内に立っているというような状況でございます。

これらにつきましては、最後の行になりますけれども、中世の小豆沢地区及び区の地域史を明らかにする上で非常に重要な資料であるということから、今回、文化財として登録させていただくものでございます。

次に、項番2です。こちらにつきましては、志村延命寺板碑群でございます。今回は7基を追加で指定させていただきます。

こちらにつきましては、真ん中辺になります。こちらのお寺では現在22基の板碑を所蔵しておりますけれども、そのうち14基につきましては昭和60年度に有形文化財に指定されておりますが、残りの21基も境内に残っている。1基が墓地にあり、残り21基が境内に立っているという状況でございます。

これらの板碑につきましても、中世の志村地区及び区の地域史を明らかにする上で非常に重要な資料ということで、今回追加して有形文化財として指定させていただくものでございます。

次に、3になります。こちらにつきましては、木曾御嶽赤塚一山講関係資料でございますけれども、こちらにつきましては木曾御嶽山の信仰にまつわるもので、当時の拝み箆笥、小さな箱に入っておりますけれども、こちらに、色々な信仰に関する物品、それから関係書物、そういったものが入っていた。お神酒徳利なども入っていたということでございまして、これらを一山講関係資料として指定させていただくものでございます。

今回指定させていただくものにつきましては、内訳が21件、拝み箆笥や軸物、それから関係文書など、そういったものが入っているという状況でございます。

現在は、御嶽山のお祭りは、地域ではもう実施されていないというような状況でございますけれども、貴重な資料を文化財として保存、継承していくものでございます。

最後に、4番でございます。

4番につきましては、赤塚氷川神社木曾御嶽塚を記念物（史跡）として指定するものでございます。

これにつきましては、氷川神社の一角にあります小さな山のような状況になっているものでございまして、こちらを信仰の対象としていたというものでございます。

最後の3行に書いてございますけれども、木曾御嶽塚につきましては赤塚村の鎮守である氷川神社の境内地にあり、当該地域と周辺地域における木曾御嶽塚の拝講の活動状況や、地域の歴史、信仰、民俗、風習などの実態について考察を行う上で貴重な史跡であるということで、今回指定させていただくものでございます。

説明は以上になります。

教 育 長 質疑、意見等ございましたら、ご発言ください。

(なし)

教 育 長 昨日、実は、成増の子供地蔵というところに、板碑がありまして、区内には、かなりこういった有形の文化財があるということを私自身も知り、今後、時間の許す限り、こういったものを実際に目にしてみたいなと思いました。

では、お諮りします。日程第四 議案第28号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定します。

○専決処分

(1) 平成28年度区立学校管理職配置に係る内申について

(指導室)

教 育 長 それでは、専決処分を聴取します。

専決処分(1)「平成28年度区立学校管理職配置に係る内申について」は、人事案件のため非公開とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することによってよろしいでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように処理します。

○専決処分

(2) 意見の聴取について

○報告

(4) 板橋区立金沢小学校校舎棟増築その他工事契約の概要について

(新しい学校づくり課)

教 育 長 専決処分(2)意見の聴取について、報告(4)の内容と合わせて、新しい学校づくり課長から説明願います。

新しい学校づくり課長 それでは、教育長が専決処分を行いました意見の聴取につきまして、報告(4)と合わせて説明させていただきます。

まず、専決処分の意見聴取の方の資料にお進みください。

平成28年3月22日付の文書でございます。

板橋区長より、板橋区立金沢小学校校舎棟増築その他工事請負契約と、板橋区立金沢小学校校舎棟増築その他電気設備工事請負契約の、契約案件2件について、教育委員会に意見聴取がございました。

本来ですと、教育委員会の議案としてご審議いただくものでございますが、3月24日の区議会本会議最終日に議決を要した議案のため、教育長の専決処分とさせていただきます、既に教育長が区長原案に同意してございます。

なお、議案は同日議決されております。

議会の議案番号では、左上ですが、議案第37号でございます。

まず初めに、増築その他工事請負契約でございます。

2の契約の方法は、条件を付した一般競争入札でございます。

3の契約金額は、8億5,320万円。

契約の相手方ですが、深山・大東建設共同企業体でございます。

工期でございます。平成29年9月29日でございます。

続きまして、電気設備工事請負契約でございます。議案の番号では38号になります。

こちらも条件を付した一般競争入札です。

3の契約金額は2億282万4,000円。

契約の相手方は、新分・高栄建設共同企業体でございます。

工期でございますが、こちら29年9月29日でございます。

工事概要につきましては、恐れ入りますが、資料、新-1をご覧くださいませでしょうか。

まず初めに、9ページと10ページに、それぞれの入札経過調書をつけてございます。2件とも1回目の入札で落札されております。後ほどご覧いただければと思います。

1ページにお戻りいただけますでしょうか。

1ページ、工事概要です。

1ページの7、今回増築する建物の構造と規模でございますが、鉄骨づくりの地上3階建ての特別教室棟と、既存校舎に接続するための地上2階建ての渡り廊下棟になります。

9の延べ床面積でございますが、校舎につきましては1,950.33平米、

渡り廊下が47.25平米、合わせて1,997.58平米となります。

12番の主要諸室ですが、こちらは5ページを見ていただけますでしょうか。平面図になっております。

図の上の方が1階となりまして、あいキッズが2室、生活科総合室。

図の下の方ですが、2階は、図書室、パソコン室、外国語活動室、理科室になります。

1ページ進んでいただきまして、3階でございます。3階は音楽室、図工室、家庭科室となります。

屋上には、15キロワットの太陽光発電パネルを設置いたします。

その他の設備といたしましては、1階に、だれでもトイレを、また身障者対応エレベーター、スロープなどを整備します。

また、7ページと8ページになりますが、既存校舎の特別教室を普通教室に改修する工事、既存校舎の階段室の工事、給食室、トイレ、廊下等の床の改修なども、併せて行います。

今度は電気設備になりますので、3ページにお戻りいただけますでしょうか。

こちらは、増築工事と併せて必要な整備をさせていただきます。

工事の期間でございますが、新学期早々に工事に着手いたします。全体の工期は平成29年9月末でございますけれども、増築棟の供用開始は29年4月を予定しております。来年4月から使えるようにします。

また、児童、保護者の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、給食室の改修を29年3月末から8月まで行います。このため、29年度になりますが、新学期の4月から7月までの4カ月間、給食が停止となります。

校庭につきましては、28年4月から29年3月まで、工事の関係で、使用できる範囲が縮小いたします。29年に入りますと、10月から30年1月ぐらいまで、今後の契約になると思いますが、校庭改修のため全面使用できなくなる予定でございます。

契約案件となります1億8,000万円以上の工事はこの2件となりますが、このほかに、給排水衛生設備、冷暖房の工事、昇降機の工事等もでございます。

これらの工事を含めると、全体では28年度と29年度の2カ年で、総額約16億円余の工事となります。

来月、4月16日に保護者説明会を予定してございます。工事期間中は児童の安全と安心に留意して、事故のないよう、保護者の皆様、地域の皆様のご協力とご理解を得て、いい施設をつくってまいります。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等ございましたら、ご発言ください。

松 澤 委 員 今おっしゃっていたように、事故がないようにということが1点。

あと、もう1点、学校を回らせていただいて、新しく学校ができたところのお話などを聞いていますと、現場の声をというのが非常に多かったので、学校の現

場で打ち合わせを、と副参事がいつもおっしゃっているのですけれども、密に
っていただいて、いいものをつくっていただければと思いますので、よろしくお
願いしたいと思います。

施設整備担当副参事 承知いたしました。

例示で挙げさせていただくと、今回も設計が上がってきた段階で、特に、什器
の容量ですとか配置に問題はなかったです。けれども、私が見たところ、高さに
関して、小学生が使うには余りに高いところにあった収納が随分多かったのです。

これは本当に学校に確認しているのかという問いかけをしたところ、一度は出
して確認している。それもよくある図面で確認したという答えが返ってきたもの
ですから、それは違うよという話をしました。例えば、一番意識の差が大きかつたのは、図書室の配置、設えでした。かなり背の高い書架があったので、これでは使いづらいただろうということで、間仕切り壁を排して、一体化して図書室を広げた上で、低い書架を平面的に広げるように工夫するというような、そういう大きな変更まで、今回はしております。

ですから、各教科の先生方ですとか、教務主任にもお話しいただきながら、最後
の最後に、本当に設計の最終段階で手直しを入れたような対応はしております。
こうした事例から、現場の声を取り入れることは、今までよりも多少なりともよ
くなっているものと自負しております。今後とも努力してまいります。

教 育 長 そのほかにありますか。

青 木 委 員 同じように、細かいことを1点だけ。

環境配慮の太陽光発電パネル。これはモニタリングできるようなものでしょう
か。

施設整備担当副参事 製品名になってしまうのですが、パナソニックの製品を入れております。学校
によって、ばらつきが出ないように、できる限り、電気工事会社に協力いただき
まして、きちんと目立つところにモニタリングのパネルを置いています。今の発
電状況ですとか、学校での使用状況が確認できるようにしてまいりたいと配慮し
ております。

青 木 委 員 生徒さんが見られる場所に。

施設整備担当副参事 はい。

教 育 長 日常的には屋上への出入りというのは禁止にしているわけですね。

施設整備担当副参事 そうです。出入りはできないのですけれども、例えば大規模改修した志村第五
小学校や志村第二小学校のあいキッズのところにあるのですけれども、テレビパ

ネルを置いて、そのパネルの中で現在の発電状況と、学校での活用状況を、パソコンと連動してパネル表示も変わります。視覚的にも、「現在も発電していますよ」ということが、誰にでも分かるように配慮はしております。

青木委員 年々劣化してきて、発電効率が落ちてくるというのがモニタリングできると、とてもおもしろいなと思います。理科の学習とかにも活用してもらえるといいなと思います。

高野委員 今ご説明の中で、29年4月から7月に給食が提供できないということですが、こちらに対してはどのような対応をされるのでしょうか。

学務課長 基本的には仕出し弁当にはなるかと思うのですが、給食費と仕出し弁当の差額については区から補助する形です。

高野委員 それは、今度の保護者説明会の中で皆様には周知していくということでしょうか。

新しい学校づくり課長 はい。4月16日に行う説明会の際には給食の話もしないといけないと思いますので、その際は、まだ決定していませんけれども、今年、西台でまさにやったように、そういう方向で進めさせていただきますという形で、ご説明させていただければと思います。

教育長 仕出しについては、アレルギーの子どもたちについてはどういう対応を現実的に行っているのですか。

学務課長 基本的にはアレルギーへの対応ができませんので、その期間についてはお弁当対応ということになります。

教育長 そういった子どもたちについては、お弁当ということですか。

学務課長 はい。

教育長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

(1) 平成28年度 教育委員会事務局職員異動（係長級以上）について

(教育総務課)

教育長 それでは、報告事項を聴取します。

報告（１）平成２８年度 教育委員会事務局職員異動（係長級以上）について、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長

まず、１ページ目の１の部長級転入でございます。

新設の職でございます。地域教育力担当部長に、監査委員事務局長の松田玲子が転入してまいります。

２の課長級転入・昇任でございます。

最初に、教育総務課長に、木曾博人事課長が転入してまいります。

２の学務課長でございます。学務課長に三浦康之広聴広報課長が転入してまいります。

新しい学校づくり課長に、佐藤隆行区議会事務局議事係長が転入、昇任でございます。

４つ目に、地域教育力推進課長に、石橋千広都市整備部住宅政策課長が転入してまいります。

転出でございます。

教育総務課長であった小林緑が、政策経営部財政課長に転出でございます。

学務課長の榎木恭子が、子ども家庭部子ども政策課長に転出でございます。

それと、新しい学校づくり課長であった新部明が、健康生きがい部健康推進課長に転出でございます。

４人目に、学校地域連携担当課長の木内俊直が、危機管理室地域防災支援課長に転出でございます。

次ページで、教育委員会に直接関係のあるところでご説明いたしますが、４の係長級転入・昇任でございます。

１の教育総務課庶務係長、こちらの教育委員会の運営に力を出してもらいますが、藤井賢治。現在、長寿社会推進課計画調整係長が、転入してまいります。

８番目に書いてありますが、これまで庶務係長を花井敏次が担ってまいりましたが、生涯学習課郷土資料課に異動、転出でございます。

そのほかの係長はたくさんおりますので、この場では、省略させていただきます。

以上でございます。

教 育 長

質疑、意見ということですが、何か委員の皆さんからございますでしょうか。

松 澤 委 員

本当に、今までお世話になりました今回移動される課長、係長さん、ここにいらっしゃる係長さん含め職員の方々、本当にありがとうございました。

この場をかりて御礼と、これから、また移転した先で頑張っていただきたいというエールを送らせていただきます。ありがとうございました。

高 野 委 員

小林課長初め、榎木課長、新部課長、木内課長、本当に色々とお世話になりました。ありがとうございました。

花井係長も、大変、私たちは教育委員会でお世話になりましたので、本当にありがとうございました。これからもまた、新しい部署でお世話になることもあると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

青木委員 色々とにかくお世話になって、ご迷惑をかけてばかりですみません。ありがとうございました。

また、引継ぎ等で、教育支援センターの皆様等にはお問い合わせとか、ご連絡させていただくこともあるかもしれません。そのときにはよろしく願いいたします。ありがとうございました。

教育長 改めまして、本当にありがとうございました。また、新しい異動先でのご活躍を願っております。

○報告事項

(2) 障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応について

(教育総務課)

教育長 それでは、報告(2)障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応について、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 指-1の資料でございます。こちらは、教育総務課と指導室と教育支援センターの3課がかかわっているところなので、私の方で代表してご説明させていただくところでございます。

新しく、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律というものが、この4月1日から施行されるということに伴いまして、地方公共団体、今お話ししているのは1ページ目の前段のところですが、障がい者を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供が義務づけられたということ。それと、職員対応要領の策定が義務づけられているというところがございます。

最初のところの最後ですが、板橋区の教育委員会として、区立学校・幼稚園職員対応規程を策定する。体制の整備を図るものでございます。

今申し上げたところで、1のところの障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律の概要については、ご説明させていただきました。

次に、2の板橋区対応方針の概要ですが、不当な差別的取扱いの禁止ということで、基本的な考え方といたしますと、正当な理由なく、事業等について、本質的に関係する諸事情が同じ障がい者でない者より不利な扱いにすること、それを不当な差別と言うものでございますが、具体的にはサービス等の提供を制限したり、障がい者でない者には付さない条件をつけたりというところがございます。

個別の事案ごとに、障がい者、それと第三者の権利、利益、その事業の目的、内容、機能の維持の観点に鑑みて、総合的に、客観的に判断する内容ということで、今、障がい者福祉課と協議しているところでございます。

それと、合理的配慮の提供のところです。

こちら読み上げの形になってしまいますが、基本的な考え方といたしましては、事業等の目的、内容、機能に照らして、本来の業務に付随するもので、障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのもので、事業の目的、内容、機能の本質的な変更には及ばないものだということで、4行目のところで字の漏れがございますけれども、「地方公共団体の過重な負担の判断は」と読みかえていただきたいのですが、個別の事案ごとに、事業等への影響の程度、実現可能性の程度、費用、負担の程度を考慮し、総合的、客観的に判断するというので、こちらは庁内で統一的な見解を協議しているところでございます。

例えば、催し物を開くのに、説明会でも講演会でもいいのですが、その場にスロープがない。肢体不自由の方、下肢障がいや、体幹機能障がいの方が入ってくるのに支障があるにもかかわらずスロープがない。そういったところで急に対応することが難しい場合に、ある一定程度の人的配慮ですとか、その辺のところに対応するといったところもございます。

それと、例示的に言えば、聴覚障がいの方がいらっしゃるのにもかかわらず手話通訳者がついていないじゃないかといったような場合、一気呵成に全てのところで対応することは難しいので、その辺のところの合理的な対応方法として、どのように取扱っていけばいいのか、政策経営部、各所管のところと協議している。

もう目前に迫っているのですが、東京都の資料の提供が遅かったということも若干ございまして、そこら辺のところ、指針がなかなかつくれないでいたところもございまして、急いで今行っている最中でございます。

2 ページ目に移らせていただきます。

こちらでは、相談体制の整備というところでございます。

教育委員会が担う部分については、学校・区立幼稚園の教職員、それと、対応するところである関係者、保護者、お子様方、それと関係者の方々が対象になってきますけれども、区長部局では福祉部障がい者福祉課に置きますが、最終的な相談窓口は教育委員会事務局教育総務課に置くということになってございます。

既存の相談窓口、例えばSTARTの窓口等については、これまでどおり一義的な、最初の窓口ということで担ってもらうことになっております。そのところと意見調整しながら、私どものところで苦情処理に対して最終的な判断を下していきます。

それと、指導室では教職員、学校の事務、その他の学校関係者に対する指導を行っていくというところがございまして、3課が連携しながら、この課題に対応していくところでございます。

4 番目の研修・啓発でございまして。

差別解消の推進を図るために、職員に対し必要な研修、啓発を行うということで、こちらは3月1日、2日に分けまして、学校向けの研修を実施してございます。説明資料についても、各学校に配付しているところでございます。

それに、別に定める板橋区障がい者差別解消法ハンドブックを活用することで、明日、庁議が開かれます。その場に提出するということがありまして、それを経た後に、また教育委員会にもご報告させていただきたいと考えてござい

ます。

板橋区職員対応規程の概要でございますが、今申し上げたところの繰り返しになるところは省略いたしますが、対象となりますのは板橋区の職員ということで、非常勤、臨時職員、再雇用、再任用職員、全て含んだものが対象職員になります。

それと、今申し上げましたが、教育委員会が担う部分については、学校と幼稚園職員に関して。教育委員会事務局に関しては、障がい者福祉課が対応窓口と、分かれることになります。

対象となる障がいですが、規定に記載してあります身体障がい、知的障がい、精神障がいの手帳を有している者だけではなくて、介護等について、現在進行という言い方はよくないのかもしれないですけども、そういった方も対象になるということで、非常に広い範囲での障がいを規定しているところでございます。

3番、4番に関しましては、今のご説明と繰り返しになりますので、省略させていただきます。

監督者の責務ということで、こちらは課長相当職以上の地位にある者が、この職務を担うということで、各職員に対して合理的配慮の提供の指導を行うというものでございます。

施行は、本年4月1日でございます。

3ページ、4ページに規程（案）、5ページに方針を、7ページ以降にパンフレットの写しをつけさせていただいております。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
青木委員。

青 木 委 員 こういったもので、例えば公共施設へのアクセシビリティと言われていたのは、非常に現場での対応が難しいことであります。

私もこれに、一部、委員会で関わらせていただいたのですが、今、課長がおっしゃったとおり、現場での対応は、すぐ一朝一夕には参りません。施設設備の整備も含めて。

やむを得ずやるのは、そういう障がいがある、あるいは自覚されている関係者がいらっしゃったら、事前説明というのがどうしても大事になってくるのかなと思っています。要するに、ここを使う場合は、ここで対応する場合には、幾つか、こういうバリアがあるので、それでもよろしいですかというような事前の説明を踏まえた上で、使う、使わないだとか、そういった判断を、最終的にはご本人にさせていただくしか対応策がないのかなと思っています。

その辺を、この場合は職員の皆様に十分周知していただいて、来てみたけど、だめじゃないかということがないようにだけすれば、現場対応としては、それが精いっぱいかなと、私は思っております。

そこだけ、周知徹底というか、情報共有していただければいいのかなと思っています。よろしくお願いいたします。

教育総務課長 私どもも、施設面的なところでは、確かに、おっしゃるとおりのところに対応したいと思っておりました。

それと、先ほど、例で挙げましたけれども、聴覚障がいの方の手話通訳の準備、対応ですけれども、そちらは、周知する際に、事前に手話通訳者が必要かどうかという申し出をいただいて、可能な限り、そちらに対応するという形で、事前の周知が、そこら辺のところでも必要だろうなという考えでおります。

また、不足のところがありましたら、教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

教 育 長 学校や園への障がい者差別解消法への浸透についてということと、先ほど来、出ているように、具体的なそういう問い合わせがあったら、区教育委員会が集約して、それをまた発信するという、そういうシステムがあってもいいのかなと思うのですが。

指導室長、いかがでしょうか。

指 導 室 長 まず、学校への周知というところで研修を行いました。3月1日と2日に、校長と副校長、全員どちらか出席ということで研修を行い、周知を図っているところ です。

そして、今、教育長からお話がありましたように、具体的なところで課題となるところがありましたら、教育委員会で情報を集約して、各学校に情報共有して対応できるようにということで、進めたいと考えております。

今現在も、例えば車椅子を利用しているお子さんについては、校外学習がほかのお子さんと一緒にできるようにということで、例えばリフト付きのバスを用意するというようなことは既にやっておりますので、そういったところも確実にやっていきたいということでございます。

教 育 長 そのほか、いかがでしょうか。

(なし)

○報告事項

(3) 平成28年度区立学校管理職異動について

(指導室)

教 育 長 では、報告(3)平成28年度区立学校管理職異動については、人事案件のため非公開とし、議事進行の都合上、委員会の最後に報告することによりよろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 では、そのように処理します。
報告（４）は、専決処分で報告済みでございます。

○報告事項

（５）魅力ある学校づくり協議会（板橋第九小・中根橋小・板橋第一小）意見書
について

（学校配置調整担当課）

教 育 長 報告（５）魅力ある学校づくり協議会（板橋第九小学校・中根橋小学校・板橋
第一小学校）意見書について、学校配置調整担当課長から報告願います。

学校配置調整担当課長 それでは、私の方から、魅力ある学校づくり協議会（板橋第九小・中根橋小・
板橋第一小）の意見書について、ご報告いたします。

資料の配－１をご覧ください。

本日のご報告は、小学校の協議会において意見書がまとまりまして、教育委員
会に提出されて、最終回を迎えたことのご報告でございます。先日の中学校に引
き続きまして、小学校の協議会においても意見書がまとまったこととなります。

こちらの小学校の協議会ですが、平成２７年２月から今月まで、１年２カ月、
１４回にわたって協議を重ねてまいりました。

最終回となります第１４回協議会では、協議会において集約された最終的な意
見を意見書としてまとめまして、中川教育長にご出席いただき、協議会から教育
委員会に提出されて、閉会となりました。

意見書につきましては、原本のコピーが添付されてございますけれども、内容
につきましては、若干の文言修正はありましたが、教育委員会の方に事前にご報
告している内容のままでございます。

第１４回協議会におきましては、最後の協議会でしたので、出席された各委員
さんから感想などをお話しいただいたところでございます。資料にはございませ
んけれども、その中から抜粋して、ご紹介したいと思います。

まず、板九小の委員の方です。

最後まで反対という立場でした。子どもたちが不安にならない統合にしてい
きたいとは思っております。子どもたちが喜んで新しい学校に行けるように、交流
事業などを実施していただくように、お願いいたします。

もう一人の板九の委員です。

今後は前向きに、統合が決まった後も、子どもたちが楽しい学校生活を過ごせ
るようにしていければと思います。

板九小の委員です。

小規模校として単独で板九小を残すことはかないませんでした。今は気持ち
を切りかえて、２年後の統合を見据えて、うまく統合ができるようにしていけ
ばと思います。

もう一名、板九小の委員をご紹介いたします。

板九小のPTA、保護者の方々がどれだけ大変な思いをしたのか、どれだけ胸

を痛めたのかというのは、ご理解していただきたいというようなご意見がありました。

板橋第一小学校の委員さんのご意見の中では、板九小と協力して学校を支えていくといった意見や、板一小に来てくれた子どもたちに、よかったと思ってもらえるように頑張っていきたいというお話をいただきました。

中根橋小の委員の方からは、中根橋小を選んでくれた方へ、馴染んでもらえるように工夫してやっていきたいというお話。また、板九の子どもたちに、私たちにできる限りのことをしていきたいというようなご意見もいただいたところでございます。

そのほかには、これまでの協議会での話し合いが有意義であったという話や、意見書の内容を評価していただいているご意見も幾つかいただいたところでございます。

協議会はこれで終了となりますけれども、28年度以降に検討する事項、統合へ向けた準備が残されておりますので、こちらにつきましては新たな会議体を設置して、検討を開始いたします。

小学校、中学校ともに意見書を尊重して進めていくという旨の意思決定を、改めて4月の教育委員会にお諮りしたいと思っております。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
松澤委員

松 澤 委 員 こちらの件に関しましては、色々なご意見があった中で、真摯に対応していきたいなというふうに思うのですけれども。

教育委員会に対しての要望というのがありまして、その中で入学予定校変更希望制に関してのご質問、意見がありました。

私も1点、聞きたいのは、入学予定校の変更希望制というものに関する経緯ですとか、何年から何年までそういったものが続いてきて、現状はどういったものになっているのかということです。詳しく検証させていただいて、次回、こういったケースになったときに、こういった制度に対して疑問を持っている地域の方や保護者の方がいらっしゃると思うので、その辺に配慮できたらいいのかなと考えますので、その辺のことを詳しくまとめていただければと考えております。

学 務 課 長 区立小中学校については、区が定めた通学区域に基づき、通学すべき学校を指定しています。

平成9年の国の通知に基づき、板橋区におきましては、保護者の学校選択の意思を尊重するという観点から、通学区域制度の弾力的な運用を行ってきました。これをさらに進め、平成16年度の入学分から、学校選択制を導入し、実施してまいりました。

その間、様々な課題も出てきました。一定の学校に希望が集中するといったこ

とで、抽選校も多くなってきました。学校の教室も制約がありますので、実際に希望しても行けないという状況が出てきて、対応が難しいという部分がありました。

また、東日本大震災があり、通学時の安全が一層クローズアップされ、地域との繋がりですとか、通学時の安全というところに、区としても注目していかなければいけないということがございました。

そういった諸々の課題を整理し、学校選択制はベースとしつつも、その選択において、一定の基準を設け、基本的には通学区域校に通っていただくというところをより鮮明にした制度が入学予定校変更希望制でございます。これについては平成26年度の入学分から実施をしており、今回、平成28年度の入学分を実施しましたので、都合3回実施しているところです。

具体的には、学校選択制のように自由に選べるということではなく、通学区域校ということで原則は決まっているわけですがけれども、通学区域外の学校に行きたいという場合には、教育委員会で定めた基準、通学の利便性ですとか、中学校ですと、部活ですとか、そういった幾つかの基準を設け、これを満たせば希望できるというような形に見直しをしています。

入学予定校変更希望制を3回実施しまして、変更希望率は落ちてきました。ほぼ指定校変更制度の最後の時期と同じぐらいの変更率になりましたので、そういった点では、通学区域校に行くということが定着しつつあるという実態ではあります。地域の方の声を聞くと、通学区域校に通い、地域との繋がりを深めていただきたいという声は強くいただいておりますので、入学予定校変更希望制の制度自体を今後もしっかり制度の検証をしていきたいと考えております。

松澤委員 今のお答えのところで、10年間、その前の形で行っていて、そのことの影響を、多分こちらの委員会に対してということで要望されているのかなというようには感じておまして、16年から26年までと、また、その後の3年間の違いですとか、そういったものを、これからまた続けていくのであれば、その意思決定をある程度していきながら、今後、保護者や地域の方に、もう少し周知していただいて、板橋区としては、こういった方針でやっていかれるということ、正しい、間違っているは別として、出していった方がよろしいのかなと、今の意見を聞いて思っております。

そして、先ほどおっしゃった大事な点としては、安全・安心の部分で、何かあったときの対応という面では、課長がおっしゃったように非常に大切な部分ではないかなと思っておりますので、そういった面を第一に出していただいて、その上で、変更を希望される方の意見というのも聞いていくということで、私の意見としては、そういった方面で進めていかれたらよろしいのではないかと感じたので、こういった色々な議論を重ねて、ある程度、方向性をこれから出していただければいいのかなと感じました。

教育長 榎木課長、ぜひ、今のあたりを整理して記録として残しておく、私たち自身

もみんな共有できるかなというところなので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

学務課長 はい、分かりました。

教 育 長 それから、国からも、地域とともにある学校という提案がなされ、そういう意味合いからも、この問題は非常に大きなテーマになるのかなと思ひますので、検討して進めてまいりたいと思ひます。

次 長 全体としては、今、学務課長からご説明したとおりなのですが、この板一小、板九小、中根橋小というのは、学校間の距離が極めて近い、それぞれ300メートルの距離ですので、コミュニティーとしても一体となっているといひますか、ちょうど地区の境になっていたりして、一般的な入学希望校変更制の課題とともに、地域の実態として、どこにでも行けてしまう地域だったといひるのは、大きな要因があったのかなと思ひています。

地域を考えると、どこどこ小だけ、近さを考えるとこちらとか、色々保護者の方も、そういう悩みの中で、幼稚園、保育園のお友達関係ですとか、兄弟の関係ですとか、通学路の安全確保だとか、総合的にご判断なさって、こういう結果になっているのかなと思ひておりまして、その狭い地域に、3校が今後成り立っていくだけの子どもの数というのがなかなかいない状況なので、周りの学校も含めて、どこかの学校が小規模化してしまう地域としてあったのかなといひるところは、協議会でも随分説明をしましたし、ご理解をいただいていると思ひますので、全区的な課題と、この地区特別の課題といひるのは、両方見ていかないとイケないのかなと思ひております。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 そのほかいかがでしょうか。
高野委員。

高 野 委 員 こちらにある板九小の保護者説明会についてですけれども、28年2月16日と18日と、時間帯を分けて2回開いていただいているのですけれども、この辺の出席率はどうなのかなといひことが1点と、それから、今後、統合される板一小の保護者の方たちに対する、こういったことの内容の説明といひるのは、どういふふうになっていくのか、その2点をお願ひいたします。

学校配置調整担当課長 まず、板九小の保護者説明会、2月16、18を2回に分けて行ったところでございます。手元に詳しい人数はないのですけれども、両日とも、板九小の方は約1桁の人数だったと記憶しております。

質問の内容につきましては、交流事業をどのようにやっていくのかとか、あとは、先生の異動ですね。板九小の先生を統合校に異動できないのかとか、そういったお話をいただきました。

また、板九小はいい学校なので残してほしいというご意見も出てきたところがございます。

板一小への説明でございますけれども、協議会の中でも、保護者の安心のために何かできないかというお話も幾つか出ております。学校と相談しながら、板一小から要請がありましたら、ぜひやっていきたいと思っております。

高野委員 よろしくお願いたします。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

高田会長のもと、各委員が本当に前向きで建設的なご意見をいただいた協議会が続いたということで、今後、ぜひ子どもたちを中心にした、またさらに深い検討会が行われることを期待しております。

○報告事項

6. 板橋区青少年健全育成方針の策定について

(生一・生涯学習課)

教育長 では、報告6「板橋区青少年健全育成方針の策定について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、生一の資料をご覧ください。

こちらにつきましては、平成24年度、25年度の2年間を駆けまして、青少年問題協議会からの提言を受けました。こちらで、青少年健全育成のあり方を求めて、家庭・学校・地域の新たな連携の方策について検討する必要があるという提言を踏まえての検討会でございます。

協議期間につきましては、平成27年7月30日から平成28年3月2日まで、全体会を2回、そして、その下部組織であります小委員会を3回開催して、新しい青少年健全育成方針を策定したものでございます。

2ページ目をご覧ください。

大きな基本方針、柱を4本立てさせていただいております。それぞれの基本方針の中に、具体的なアクションプランを5点ずつ配置させていただきました。それぞれ家庭では何をするとか、地域では何をするのか、家庭・地域・学校の連携を踏まえて、どのようにするのか、そういったものを視点に捉えて、アクションプランを定めさせていただいております。

こちらにつきましては、今後、A3判のリーフレットを作成しまして、各家庭、それから関係機関に周知を図らせていただきます。

配付先につきましては、1ページ目の一番下でございますけれども、区内の小中学校や幼稚園、保育園及びそれらの全保護者を対象としております。また、区

の各施設などにも配置させていただきまして、どなたでも見られるような体制を整えてまいります。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
松澤委員。

松 澤 委 員 感想ですけれども、私も委員として参加させていただきまして、非常にいいものができ上がったように思いますので、委員の皆さんに感謝したいと思います。
教育委員会としまして何ができるかというのを考えたところ、周知活動をどのようにできるか、あとは、各地域と学校と家庭が連携しまして、こちらの内容が大切かというのを周知していただいて、それを各団体など、広めていただいて、家庭の中でどれだけ浸透していけるかということが大切なのかなと感じました。
それで、地域行事に参加するということですか、学校行事に参加するということを書いてあるので、これをいかに参加の行動を起こしていただけるかというのが課題だと思いますので、より多く参加していただくようにしていただければ、非常にありがたいなと思っております。

生涯学習課長 ありがとうございます。
まさに、今、委員がおっしゃられたとおり、PRが非常に大事だと思っております。
いかに周知をして、例えば、地域行事であれば、そういったものに参加したくなるのか、行ってみたいという気持ちを起こすのが鍵になってくると思いますので、ここにつきましては、関係機関とも連携して、より魅力のあるPRができるように、努力してまいりたいと思っております。

教 育 長 高野委員。

高 野 委 員 質問ですが、この囲みの中の米印の一番下のところに「今後、青少年問題協議会は毎年開催し」というところがあるのですけれども、これは、青少年問題協議会は、今回のものは27年、8年で開催されて、今、1年目が終わって、2年目も5回ぐらい予定されていますが、それ以降も、毎年開催するということから分らないのですが。

生涯学習課長 こちらの青少年問題協議会は、これは青少年を取り巻く様々な課題を検討していく会議体になってまいります。
この青少年健全育成方針につきましても、これは作りっ放しで終わりというのではなくて、適宜、地域の情勢であるとか社会情勢に適合しているかをチェックしながら、必要に応じて、改定が必要であれば、またこの会議体で協議して内容を改めていくと、そういった趣旨になってまいります。

高野委員 青少年問題協議会では、また新たに作り直してやるということになるわけですか。

生涯学習課長 今回の健全育成方針につきましては、これで一つの形ができ上がりましたので、これで運用させていただきますけれども、内容につきましては、適宜、見直しをかけていくという趣旨になってまいります。

次長 一応、この方針については、これで固まらせていただいたので、今後、これで行っていきますということを確認させていただくのと、青少年問題協議会というのは、その時々には招集するということがあったのですが、今後は定期的開催にしようということで、その時々にある、これ以外のテーマ、来年度も一応検討に入っていますけれども、そういったテーマを検討していただく機関として設置させていただくということと、この健全育成方針についても、その中で取り上げていただいて、他のテーマもやっているのですが、これでいいということでご承認いただければ、またそれも続けてというような形で考えていきたいということです。

高野委員 昨年の7月に、この青少年問題協議会の開催について説明していただいた中で、27年度、28年度ということだったのですが、ここで策定できたので、28年度からは新しいテーマで青少年問題協議会を開いて、その後も、今までは24年度から25年度に開いて、その後はあいていたのですが、これからはもう毎年やっていくということになるわけですか。

次長 常設という形ではないと思うのですが、期間は2年の委嘱期間ですが、それぞれの団体の方が集まっていただいて、青少年の健全育成についての協議をしていただく機関ということで、毎年、開催していくということと、この今回決めていただいた方針については、その場に取り上げていただいて、確認していただくことが必要になるかと思しますので、修正が必要であれば、その場へ上げて、また修正をしていくと考えております。

高野委員 分かりました。ありがとうございました。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

周知というところでは、とにかく配付物がたくさん出ている中で、子どもを中心としたもの、小学校入学前、あるいは中学校入学前と同様に、この青少年健全育成方針というものの、最初に言ったように、配付だとか周知だということが非常に大きな問題になると思いますので、極端な話、本当に3歳児健診、5歳児健診等も含めて、十分な周知方法、そして、我々、教育委員会事務局スタッフも、色々な場で、こういったことを広報していくということが必要なのかなというこ

とを、先ほど松澤委員の話からも感じましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○報告事項

7. 「板橋区版スマートフォン・携帯電話を使うためのルール」策定について

(生-2・生涯学習課)

教 育 長 では、同じようなこととなりますが、報告7「「板橋区版スマートフォン・携帯電話を使うためのルール」策定について」、生涯学習課長から報告願ひます。

生涯学習課長 それでは、資料番号、生-2をご覧ください。

資料の配付が直前になりまして、大変申し訳ございませんでした。

今回、板橋区版のスマートフォン・携帯電話を使うためのルール、こちらを策定いたしましたので、ご報告申し上げるものでございます。

なお、本件につきましては、平成27年11月に、東京都におきましても「SNS東京ルール」というものを策定しまして、学校や家庭でのルールの必要性を周知しておりますけれども、これを踏まえまして、板橋区版のルールを作ったというものでございます。

1枚おめぐりいただきますと、2ページ目でございます。

まず、こちらの中に、みんなで守るルールというものが真ん中辺に書いてございます。

5つのルールを掲げさせていただきました。

まず1番目、1日の利用時間を決めましょう。

2番目、個人情報に関する書き込みはしません。

3番目、人の悪口は書き込みません。

4番目、フィルタリングを設定して、安全に使いましょう。

5番目、こまったことは、すぐにおうちの人に相談しましょう。

この5点を板橋区全体の共通のルールとして掲げさせていただきました。これはコアの部分になります。

そして、なぜこれが必要なのかというものを資料の3ページから5ページにかけて、それぞれどういう理由で、このようなルールがつけられているのかを書かせていただきました。

そして、こちらは4ページ目の一番下、点線で囲ってある部分でございますけど、これは以前から青木委員からご指摘をいただいていた件を書かせていただいております。「スマートフォン・携帯電話をかしこく使おう！」ということで、「正しく使えば、スマートフォンや携帯電話はたいへん便利で役に立ちます。録音機能を使って英単語の発音をマスターしたり、インターネットをつかってゲーム感覚で楽しく漢字を覚えたり、ノートとエンピツではできない勉強方法ができるようになります。また、いろいろな音楽を聴いてそのおもしろさを感じたり、芸術的な写真をとってセンスをみがいたり、つかい方を工夫して、興味のあることにチャレンジしてみましよう！」ということで、きちんとルールを踏まえた上

で、いわゆる学習的な効果を発揮できるような使い方を推奨するという文言を加えているところがございます。

これらの条件を踏まえた上で、5ページには、各学校でルールを定めていただくページを用意させていただきました。各学校の実態に合わせて、この基本的な5つのルールを踏まえたルールを作っていただきます。

そして、この学校で作ったルールを踏まえて、6ページになりますけれども、各家庭でのルールを作っていただきます。

これは、それぞれの家庭の実態に合わせて、子どもと親と話して、そして、ルールを定めていくというものでございますけれども、四角囲みの下に、「わたしの署名」という欄がありますけれども、「わたしはルールを守ってスマートフォン・携帯電話を使うことを約束します。ルールを守れなかったときは」ということで、そのルールに従わなかったときのお約束もここに、自分たちで考えて書くという欄を作らせていただきました。

そして、保護者の署名です。「わたしは」、ここに子どもの名前が入りますけれども、「誰々のスマートフォン・携帯電話の利用を、責任を持って見守ります」と。要は、家庭が責任を持って、子どもの携帯電話やスマートフォンの使い方を見守っていくんだということを改めて認識していただくように作ってございます。

そして、7ページ目の上です。

上のところに、「保護者の皆様へ」というところで、記載をさせていただきました。これにつきましては、中学校の校長会より要望がありまして、保護者の責任、要は、こういったスマホや携帯の使い方につきましては、各家庭が第一義的な責任を担うということで、その部分をはっきりと書かせていただいております。

また、学校には持っていかない。公共の場所ではマナーモードにするなど、当然のルールやマナー、これについても話し合ってくださいという記述を加えさせていただいているところがございます。

そして、下段になりますけれども、統計的にデータが出ておりますので引用させていただきました。スマートフォンや携帯電話の利用時間と学力の関係ということで、スマホやそういったものに依存していると、学力にも影響が出てくるといった数値的なデータを記載させていただいております。

これを踏まえて、ご家族の中でも、きちんと適正な利用をすれば、効果的に自分たちの能力を、学習の能力を高めることもできる一方で、使い方を余りルーズにすると、学力にも影響してしまうということを知っていただいた上で、お子様と保護者の方、しっかり話し合っただけのことを目指したパンフレットを作らせていただくものがございます。

なお、本件につきましては、4月15日ごろから各学校の保護者会が開かれるようになります。ぜひ、そこで周知をさせていただきたいと考えておりますので、今回、資料の配付が大変遅くなって申しわけないのですが、ご意見等があれば、この場で頂戴をいたして、そして、適宜、反映させていただきたいと考えてござ

います。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

これは、「保護者の皆さまへ」のところで「学校には持って行っていない」となっていますね。

生涯学習課長 大変失礼しました。「持って行かない」ですね。訂正させていただきます。

教 育 長 青木委員、いかがでしょうか。

青 木 委 員 では、1点だけ。これで基本的によろしいと思うのですがけれども、若干気になるのは、フィルタリングというものがあって、一番トップのページでも、個人情報に関しては説明書きがあるのですがけれども、もう少しフィルタリングそのものの説明書きがあってもいいかなと。

生涯学習課長 承知しました。加えさせていただきます。

教 育 長 松澤委員、いかがですか。

松 澤 委 員 今、青木委員からおっしゃったように、色々と保護者の方が、私の認識では、子どもたちより対応力が低いと言っちゃうといけないのですがけれども、携帯・スマートフォンに関しての対応力が非常に低い方が多いんですね。

その上で、非常にその部分の親御さんですとか、地域の方も含めて、こういった簡単なことをもう少し周知していただいて、それから、こういったフィルタリングという、その書類を配られても、フィルタリングということ自体が分からないということになってしまいがちなので、周知しながら、そういった知識を学んでいただくことがすごく必要なのかなと感じております。

色々な意見を聞いていると、親御さんが困っているケースが多くて、子どもたちの方が進んでしまっている現状ですので、多分、この件は難しいかと思うのですが、そういったことを踏まえて、詳しい方も入れながら色々と精査していただくのがいいのかなと、私は感じております。

よろしく願いいたします。

生涯学習課長 ありがとうございます。

今、松澤委員と青木委員からご指摘いただきましたフィルタリングにつきましては、4ページの説明のところ、実はアンダーラインを引いて、「うっかり危ないサイトにアクセスしてしまうことを防いでくれるフィルタリング」ということで書いてあったのですがけれども、冒頭に書いた方が分かりやすいということもありますので、このような趣旨のものを1ページ目のところに書き加えさせてい

ただきたいと思います。

それ以外に、もし分かりにくい用語であるとか、そういったものがあれば、情報をいただければ、さらに詳しく情報を加えたいと思います。

あと、説明が漏れましたけれども、これは小学生から中学生にかけて全員配付しますので、文面の漢字については、全部ルビを振らせていただきたいと思っております。

今回、ワープロの制限もありましたので、本文中にルビは振られておりませんが、これにつきましては、全てルビを振るという形で編集させていただきたいと考えてございます。

高野委員 私は、すごくいいなと思って、これを拝見しました。

こういうものを配られたことをきっかけに、親御さんと子どもたちが、使う時間ですとか、使い方について話し合っていて、何時からとか、もし守れなかったらどうしようとかと、紙に残していくことはとても大切なので、ぜひ、これがただ配られるだけではなくて、各家庭で利用していただいて、効果的に使っていただけるといいなと思いました。

ですから、保護者会などでも、ぜひ、配られたままで終わらないように、先生方からも、ご利用について促していただけるとありがたいなと思います。

生涯学習課長 この件につきましては、指導室とも連携をしております、校長会とも連携をしております。既に中学校の校長会では、全ての中学校共通でのルールを目指そうと、要はコアな部分を作ろうということで、検討に入っております。そういったところも踏まえまして、子どもたちにきちんとルールが浸透するように対応を強めていきたいと思っております。

高野委員 お願いいたします。

松澤委員 先ほどと重なってしまうのですけれども、ルールを決めるときに、子どもたち同士で決めていただくのか、それとも、各家庭とさっきおっしゃっていましたが、各家庭によってルールが異なってしまうと、ルールの整合性というのが非常に曖昧になってしまうような気が、今、聞いていて思いました。

そういった点で、変な話ですけれども、ルールを決めていらっしゃる学校というのもあるのでしょうか。各学校でということですけど。

青木委員 その辺は分かりますか。

指導室長 具体的な資料というのはありませんけれども、問題となるのは、例えば、使用する時刻、何時までというところを、なかなか一律的には決められない。夜21時ごろですけれども、小学校の中学年ぐらいだと、いや、それ前にもう寝る支度に入って、睡眠するのではないかと、あるいは、中学生でしたら、22時ぐら

いまでというような、そういう少し曖昧さもあるというところで、なかなか一律にというところが難しい部分もあると聞いています。そこで、大まかな部分として、時刻を決めましょうというようなところで、そこは各家庭に委ねる部分になると考えております。

教 育 長 学校だより等を見ていると、東京都のルールを参考にしている、それに基づいて、学校のルールみたいなものを書いている校長先生方もいらっしゃいますね。

松 澤 委 員 今、おっしゃったように、多分難しい部分は多いかなとは思いますが、子どもたちの現状を考えますと、メールですとかLINEをやっている上で、例えば、23時の子がいて、21時の子がいた場合に、返さないとか、そういったことが原因になる可能性もあるかと思うんですね。

なので、親御さんに委ねるというのも非常に難しい部分もあるかなとは思いますが、親御さんと子どもさんとのルールというのも一つ大事ですが、私が思うのは、学校の中で、別にルールではなくても、こういったようにしましょうね程度のことでも言っていただくと、本当に守っているお子さんを守ることが非常に大切だと思います。

だから、破る人もいると思うのですけれども、守る人を守るためには、そういった方法というか、そちらを肯定してあげる。うちのルールは11時だからいいんだよと言われてしまったら、守っているお子さんが非常に困ってしまうと思うのです。

そのときに、どう守っていけるかというのを私は考えてしまうので、その辺は難しいかなと思うので、来年1年、色々校長先生ないし、色々な先生方のご意見を聞きながら、簡単な大枠をできればいいのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

青 木 委 員 一つだけ。今、お話を聞いていて思いついたことがあって、教育の現場で、学校でお話し合いをするときに、例えば、先ほどの中にあつたSNSや何かを使う場合に、もう少し踏み込んで、皆さんもご存じだと思う、リシンクという、書き込みのときに、待ってと、これは個人情報じゃないのかと1回警告を発するようなものがありますよね。それとセットで使いなさいとかという形で、ちゃんとなっているのかな。要するに、使う本人たちに考えさせるようなものをセットで使わせるような使わせ方というの、積極的に考えていただくといいのかなと思っています。

その辺も含めて、現場で検討していただければと思います。ぜひ、よろしくお願ひします。

教 育 長 それはフィックスされたものじゃなくて、ここからまたどんどんより良いものに変化していくという考えでいいですね。

生涯学習課長 はい、そのとおりです。

今、PTAからも要望がありまして、先ほど、松澤委員がおっしゃられたように、時間の関係ですけれども、各家庭で時間を定めるのは非常に困難である、学校である程度の枠をはめてもらえれば、学校がこう言っているのだから、それを守りなさいというルールが作れるという話もありましたので、これについては、校長会とも連携して、保護者の方がきちんとはめやすいように作らせていただきたいと思います。

あと、青木委員からいただきました、そのリシンクにつきましては、私は見たことがないので、勉強させていただきたいと思います。

青木委員 米国フロリダ州の中学生の女の子が提案してつくられたものです。要するに、いじめをなくすというので。それが物すごく、個人情報への書き込みに対する抑制効果になったということで、結構、ネット上では効果的だと評判になっているものです。

しかも、使っている中学生というかローティーンの子(14歳)が考えたということで、非常に現場では効果があるという話で、海外では、そういったものを使うような取り組みが広まっている。名前のおり、リシンクですから、1回クールダウンしようということなのです。

要するに、SNSの中では、いじめも含めて、個人攻撃だとかというと、みんなわあっとヒートアップしてしまう話ですね。これがあって、それをクールダウンさせるために、「ちょっと待てよ」というような警告を出すようなソフトウェアというように理解しています。

生涯学習課長 ありがとうございます。

次 長 よろしいですか。これは事務局の中で話していることですが、今、松澤委員からお話をいただいたように、これが答えというか結論というか到達点というか、そういうものではなくて、28年度、新しく年度が始まるので、保護者に対して、どういうメッセージを出していくかということで、もっとより良い、もっと本当に効果的なというものが色々あるのだらうと思うのですが、あと、とりあえず4月の保護者の説明会に間に合うように、事務局でまとめさせていただいたことなので、これからどんどん熟成させていって、いいものにしていかないといけないでしょうし、保護者が本当に実効性ある形で、どう動いてもらうのか、学校がどういうふうに動いてもらうのかという意識を変えていってもらう一つのこういうものとしてやっていかなくてはいけないと思っています。

あと、一番欠けていると我々が思っているのが、中学生自身がどう考えているのかというのを、もう少し中学生生徒会交流会とか、そういう場で議論を深めていく中で、こういうものが出たけれども、自分たちでどう考えていかなくてはいけないのかという、そういう部分でのもっと熟度を上げていかないといけないと思っています。これがもう答えというか、これが結論ということではなくて、

一つのステップということで、保護者の方、子どもたち、あるいは、教職員の方とキャッチボールさせていただいて、あと、一番詳しいのは、電話会社の方のかなと思っているので、そういうものの講演も聞けるようですので、そういうことも取り組みながら、少し時間をかけて、熟度を上げていきたいと思っております。

青木委員 おっしゃるとおりだと思っていて、だから、我々というか皆さんが説明するときに、もう非常に大事なことですけど、叩き台を提示するということがとても大事で、でも、これは叩き台なので、皆さんと議論の上で、もっとより良いものにしていきましょうという説明もぜひしていただいて、そこでお互いの相互コミュニケーションが始まるととてもいいと思うので、よろしく願いいたします。

教育長 指導室長、全小中学校で保護者会に間に合うような形で、その場で伝えるようにというところは、校園長に伝えていただきたいですね。

指導室長 印刷物がどの時点ででき上がるかということもあるのですが、ただ配って終わりではなくて、保護者会というような場で、きちんと学校側が保護者に説明をする場を設けるようにということで伝えます。

教育長 よろしく願いします。

○報告事項

8. 徳丸北野神社田遊び保存会・赤塚諏訪神社田遊び保存会の「地域伝統芸能大賞（保存継承賞）」受賞について

(生－3・生涯学習課)

教育長 それでは、報告8「徳丸北野神社田遊び保存会・赤塚諏訪神社田遊び保存会の「地域伝統芸能大賞」受賞について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、資料の生－3をご覧ください。

このたび、徳丸北野神社の田遊び保存会、そして赤塚諏訪神社田遊び保存会、この二つの団体が板橋の田遊びとしまして、地域伝統芸能大賞（保存継承賞）を受賞することとなりました。

こちらの地域伝統芸能大賞でございますけれども、一般財団法人地域伝統芸能活用センター、こちらは名誉総裁に高円宮妃殿下がなられている団体でございますけれども、こちらは地域伝統芸能の活用を通じて、観光または商工業の振興に顕著な貢献をしたと認める団体などを表彰する制度になってございます。

去る3月4日に、平成28年度の地域伝統芸能大賞の審査会が最終的に開かれまして、板橋の田遊び、こちらにつきまして、この地域伝統芸能大賞（保存継承賞）を受賞することが決定されたものでございます。こちらの保存継承賞につきましては、平成5年に創設されましたけれども、関東地方では初めての受賞とい

うことになってございます。

これを受けまして、今年の10月29日（土）から30日（日）にかけて、地域芸能全国大会、こちらにおきまして、表彰式が行われるというものでございます。

これを契機としまして、板橋に伝わるこういった無形文化財、地域の伝統芸能などの周知啓発に今度も取り組んでいきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等ございましたら、ご発言ください。

（なし）

○報告事項

9. 板橋区子ども読書活動推進計画2020（最終報告）について

（図－1・中央図書館）

教 育 長 では、報告9「板橋区子ども読書活動推進計画2020（最終報告）について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 資料は図－1をご覧ください。

始めに、この最終報告案につきましては、第5回読書活動検討委員会が3月23日で、その委員会でまとまりましたもので、委員の皆様には、本編の送付が間に合わず、大変申し訳ございませんでした。お詫び申し上げます。

それでは、資料をご覧ください

本計画の素案につきましては、1月16日の教育委員会、また、その後の庁議、そして、2月22日の区議会の文教児童委員会にご報告させていただきまして、そちらの委員会等でのご意見を踏まえまして、若干文章の語句の修正などを加えまして、区民の皆様からご意見を伺うために、パブリックコメントを実施いたしました。その結果について、始めにご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

意見の募集期間は、2月27日から3月13日の20日間でございます。2名の方から9件のご意見をいただきました。主な意見の概要と区の考え方につきまして、ご説明させていただきます。

まず1番です。

収集する図書については、ESD、持続可能な開発のための教育に資するものが好ましいというご意見です。

これに対する区の考え方といたしまして、ESD、つまり、持続可能な社会を作る担い手を育む教育のためには、子どもたちに様々な資料を提供することが重要と考えておりますので、本計画においても、基本的方針、子どもの読書のための環境の整備・充実に基づきまして、幅広い分野の資料収集に努めていくとして

おります。

3 ページにお進みください。

2 番でございます。

読書による想像力、考える力、感性、情緒が強調されていますが、もう一步踏み込んで、言語活動の充実や情報リテラシーという点も盛り込んだ方がいいのではないかというご意見でございます。これに対しましては、言語活動の充実については、基本的方針に読書をきっかけとした学力向上への取り組みの中で盛り込んでございます。また、情報リテラシーにつきましては、教育 I C T 化推進計画ですとか、ただいまご説明のありましたスマホなどの活用ルールを定めるということで、対応していくということでお示ししてございます。

続いて、3 番でございます。図書館は従来の読書センターの機能に加えて、情報センター、学習センターとしての役割が求められているというご意見です。また、読書推進のゴールは、自ら情報を得て、生きる力とすることであるというご意見でございます。

これに対しましては、学校図書館も区立図書館もともに三つの役割を果たしていくということと、また、こちらのいただいたご意見と同様に、読書活動の推進を通じて、子どもたちの生きる力を身につけていくことを目指していると回答してございます。

続いて、4 番から 9 番については、具体的な取り組みに関するご意見でございます。

そのうち、6 番から 9 番につきましては、学校が取り組む事業についてのご意見でございます。

少し回答が分かりづらいと思いますので、お手数ですが、本編をご参照いただきたく、21 ページをご覧ください。よろしいでしょうか。

こちらは、場所についてのアクションプランとなっております。

こちらでは、学校の事業について、円の方でまとめてございます。

6 番と 7 番の意見では、学校図書館全体計画・年間活用計画についてのご意見でございまして、こちらがまず始めに機能してから、学校の事業というのは組み立てるべきだというような内容。また、学校図書館全体計画・年間活用計画は、年間計画のどこが策定するのか、主体が分からないというご意見でございました。

そういったことから、こちらのアクションプランの学校の円の中の事業の順番を修正させていただきまして、一番上に学校図書館全体計画・年間活用計画というように、順番を訂正してございます。

この取り組み事業につきましては、この計画に沿って、学校で取り組む事業を実施していくということですので、いただいた意見のとおり順番を変更すると回答しているものでございます。

また、7 番では、事業の内容欄に年間活用計画の策定を学校が行うということ、また、8 番の学校への出張事業の欄につきましては、具体的に調べ学習等というものが内容欄に記載してございませんので、そちらを記載させていただき、明確化するように修正をしております。

簡単でございますが、パブリックコメントについての説明は、以上でございます。

続きまして、計画の最終報告について、説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

概要について、まとめてございます。

基本的方針、重点事業、また成果指標、具体的な取り組みなどについては、素案から変更はございません。ただ今ご説明いたしましたパブリックコメントですとか、また、「いたばし学び支援プラン2018」などの内容の修正を踏まえまして、そちらを第5回読書活動推進計画検討委員会で検討し、最終的に、7ページに素案から最終報告の主な修正点をまとめてございます。

1番につきましては、ヤングアダルトというものの説明がございませんので、説明を加えたものでございます。

文言修正の欄の2番、4番につきましては、ただいまご説明いたしましたパブリックコメントの意見による修正です。

3番につきましては、学校図書館の充実ということで、学び支援プランに沿って修正させていただいたものでございます。

最後に、参考資料、アンケート調査結果の概要について修正させていただいております。

こちらは、この計画に添付していますアンケートの調査結果は抜粋でございまして、アンケートの項目につきましても、全てご説明しているわけではないので、非常に分かりにくい点がございましたために、それぞれ図表の番号を追加したりですとか、説明を加えるなどいたしまして、分かりやすくしたものでございます。

最終報告案の説明については、以上でございます。

今後のスケジュールでございますが、本計画につきまして、本日の教育委員会でご意見をいただきまして、それから庁議などに報告し、内容を確定し、本編を冊子で印刷し、また概要版を作りまして、4月15日の文教児童委員会の報告の後、各学校にお知らせし、連携しながら計画に沿って事業を実施し、読書活動の推進を図ってまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等ございましたら、ご発言ください。
高野委員。

高 野 委 員 二つあります。

一つは質問なのですが、パブリックコメントの9番のところの特別支援学級への図書の配置ということで、私は実際に、特別支援学級のある学校の図書室を見たことがなかったのですけれども、図書館がどういうふうになっているのか、それを教えていただきたいというのが一つ目です。

それから、あと、もう一つは、45ページの読書活動をきっかけとした学力向上への取り組みの中でのいたばし国際絵本翻訳大賞（中学生の部）の表彰式の実

施についてですけれども、先日、翻訳大賞の中学生部門の表彰式に出席しまして、今年はその表彰式に入選作品が展示されていました。

今まで中学生の作品というのは実際に目にすることがなかったので、入選作品が何編もあって、それがそれぞれ内容的に同じものを翻訳したにも関わらず色々な表現の仕方があって、大変素晴らしい、興味深いなと思いました。

今後、表彰式をやるということだけではなくて、例えば、調べる学習のときに学校に図書館から出前で講座をしていただいたりしますね。そういう中で、翻訳について、どういうふうに翻訳をしたらいいのかというような資料とか、また、そういった方法について、中学校でも取り組んでいただけないのかなと思いました。それから、あと、ご指導に当たる先生についても、翻訳について、子どもたちに指導ができるような取り組みを図書館が何か関わっていただくことができればいいなと思いました。

その2点です。

中央図書館長　　まず、1点目の学校図書館の特別支援学級の生徒さん、児童さんに対する対応についてということで、先ほどの障がい者差別解消法にもありましたように、今後、そういうことを趣旨に環境整備に取り組んでまいりたいということで記載させていただきます。

学務課長　　基本的には、全ての児童・生徒が使いやすいような学校図書館の環境整備を今、現在もしておりますし、今後取り組むところでございますけれども、より今後については、その視点で充実させてまいりたいと考えております。

また、学校図書館に行かなくても、図書館の本を各学級に持って行って使うというのは、今でもしておりますので、両方合わせて利用しやすいような形で検討してまいりたいと思います。

中央図書館長　　2点目のボローニャ翻訳大賞の件です。

中学生部門の表彰式につきまして、先日、教育支援センターの会場で実施させていただきました。

来年度につきましては新規のイベントを1週間程度予定していますが、今年はボローニャ市との提携10周年ということで、文化・国際交流課と連携してイベントを実施しました。同様のイベントを3月に1週間、PRイベントとして実施する予定です。

その中で、こういう表彰式を合わせて実施するというのを計画していきたいと考えています。

その1週間のイベントの中には、委員がおっしゃられたように、中学生の翻訳の作品などを展示して、広くボローニャブックフェア、プラス翻訳大賞のPRを努めていきたいと思っております。

また、調べる学習講座も、出前の出張授業のような形に、他の出張授業につきましては、翻訳の講座を加えるような形で、ボローニャ絵本館の職員や、また、

スタッフなどと内容については検討して、ぜひ、そういうことが実施できるような形で考えていきたいと思います。

あと、先生に対する指導については、図書館の立場としては、子どもたちに対するPRや働きかけ、また、講座を実施していきたいと思っています。

指導室長 教員ですけれども、まず教員の本分というのが、授業の中で主たる教材である教科書の教材を研究していくということになりますけれども、さらに、専門性を高めるというところで、中学校で行きましたら区中研、中学校の国語教育研究会というものもありますので、そういった中で情報共有して、専門性をさらに高めていくような、そういった取り組みができるかと考えております。

教育長 タッグを組んで、英語が得意な子が日本語に訳して、国語の得意な子がそれをさらにより良い日本語に直してなんて、そのような組み合わせもあったりして、とても楽しいフェアでしたね。

青木委員。

青木委員 さきほど説明していただいた全体図や、幾つかの項目の中で、ICTを活用した新しい読書の提案という項目があります。

それで伺いたいのは、ここで例えば、どの程度までこのICTの活用というのをお考えなのか。例えば、デジタルライブラリーみたいなどころまで踏み込んでいくのか、それから、今、注目されているものに反転授業というのがあるので、例えば、アクティブラーニングの中の一つで、反転授業等をやる場合には、実際にやった授業をもう一回見直すために、動画のライブラリーを撮っていて、それを例えば図書館でなくてもいいのですけれども、土曜日や休みの日に、もう一回見直して復習するというような考え方があります。

こういったものに図書館、あるいは学校が使えると、子どもたちにもさらなる学習のケアができるのではないかというのがあって、大学ではそういうことを積極的にやり出しています。図書館も24時間開けろという話になっています。

その辺のところを、人を張りつけるのは難しいので、ICT技術を使ってというような取り組みもそろそろ日本の中でも始まっているということも含めて、やれることに限界はあるのでしょうか、その辺は視野の中にどの程度入れられているのかということをお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

中央図書館長 現況、こちらの44ページにありますように、すぐにできることとしては、校務支援システムを使って、図書館の情報発信。また、その後、学校現場と協力して、教材の調べる学習ですとか、そういったところの教材の提供をこういったところにアップしていくとか、そういうようなことは、今後すぐには考えられると思っています。

その後、検討させていただいて、新しいツールが色々入ってまいりますので、新たな図書館はICT化ということを検討していくというようにしていますので、

そちらともスケジュール的には合わせながら、内部調整を行って検討していきたいと思っています。

具体的に、学校授業にどのようにということについては、今後の検討課題と思っています。

青木委員 ありがとうございます。

学力アップという話が教育長からも出ていますので、その辺には、どれだけ復習をさせ、多くの子どもに自信をもたせ、やりたいという気になったときに見られるようなものが、自宅とは言わず、身近な図書館や学校で見られるチャンスがあった方がいいのかなと単純に思っているのですが、その辺にICTの機器が活用できるかなというのが私の個人的な考えで、その辺をぜひ検討いただければと思います。

教育支援センター所長 53ページにICTを活用した新しい読書の提案がございます。教育支援センターの事業の一つにパソコン室のパソコン、それから電子黒板のパソコンとか教員用パソコンで、一時フォルダに情報を入れて活用できるということがありますので、そういったことで、読書または読書に関わる資料というのでしょうか、そういったものをフォルダに入れておいて、授業で活用できるといいなと思ったところです。

教育長 新しい中央図書館等にもかなり重要なキーワードになると思いますので、ご検討をよろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

(はい)

教育長 では、次に、教育委員会次第にはございませんが、追加報告事項はございませんでしょうか。

指導室長 組み体操についてです。

3月25日にスポーツ庁が国としての初の方針を示しました。その指針では、児童・生徒の習熟度を把握し、事故が起きた際には原因を究明することやタワーやピラミッドなど、高い位置に上がる技は確実に安全が確保できると判断したとき以外は見合わせるなどで、具体的な判断は学校に委ねたいというような内容になっております。

東京都教育委員会も、3月24日に対応方針を定めました。都立学校においては、組体操のピラミッド、タワーについては、平成28年度は休止する。区市町村立学校における対応は、地域の特性や学校の実情等を踏まえて、区市町村教育委員会が適切に判断するという内容です。まだ正式な通知文は区教育委員会には届いておりません。

現在、板橋区、本区としての方針を検討しているところです。本区として、組体操を一律に禁止あるいは休止ということは、現在のところ考えておりませんが、安全対策を一層万全にするための方針を定めたいと考えております。国や東京都の方針を受けて、本区としての方針を定め、春の運動会準備に間に合うように、各学校に通知する予定でございます。

教 育 長 質疑、ご意見等ございましたら、お願いします。

(なし)

教 育 長 それでは、先ほど申し上げましたように、専決処分1及び報告3については、非公開として取り扱いたします。

なお、この専決処分及び報告をもって、本日の教育委員会は閉会いたしますので、傍聴人の方はご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人退席)

○専決処分

1. 平成28年度区立学校管理職配置に係る内申について

(資料・指導室)

○報告事項

3. 平成28年度区立学校管理職異動について

(指-2・指導室)

(非公開)

教 育 長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午後 12時 03分 閉会